

居宅介護サービス (重要事項説明書)

令和8年6月1日改訂版

事業者：公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション



1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会医療法人公徳会が開設する「公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション」（以下、「事業所」という。）が行う居宅介護、重度訪問介護（以下、「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ①この事業所が実施する居宅介護等は、利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を適切に行う。
- ②居宅介護等の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- ④事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑤利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑥介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- ⑦地域共生社会の実現のために、当事業所は地域住民等と相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めるものとする。

2. 法人の概要

名称	社会医療法人 公徳会
法人種別	医療法人
所在地	〒999-2221 山形県南陽市柗塚948番地の1
電話番号	0238-40-3170
代表者氏名	理事長 佐藤 忠宏

3. 当事業所の概要

名称	公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション
所在地	〒999-2221 山形県南陽市柗塚948番地の1
電話番号	0238-40-0472
管理者氏名	梅津 真理子
サービス提供曜日・時間	月曜日～日曜日 ・ 8:30～17:00
指定事業所番号	0612400200
通常の事業の実施地域	南陽市・高畠町・川西町・長井市

(注) 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

4. 当事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計	勤務体制
管理者兼 サービス提供責任者	1名		1名	午前8時30分～ 午後5時00分 (利用者希望に合わせ 要相談対応可能)
サービス提供責任者 兼ホームヘルパー	1名以上		1名	
ホームヘルパー（内1名 サービス提供責任者兼 務）	5名以上	4名以上	10名以上	

5. サービス内容

サービスの名称	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介助、調理、洗濯、買い物、掃除また、病院への通院のための介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

6. 利用料金

(1) 利用料金

利用者負担額はサービスに要した費用（下記金額）の原則10%とする。ただし、区市町村から居宅介護等の利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額とする。月額負担上限額については、各区市町村長が定めた額とする。

利用者の身体的理由により1人のヘルパーの介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金とする。

介護給付費支給対象以外のサービスについては100%利用者負担になります。

【居宅介護】 特定事業所加算Ⅱを含む（所定単位数の10%加算）

サービスの種類	30分未満		30分～1時間未満		1時間～ 1時間30分未満
	30分未満	30分～ 45分未満	45分～ 1時間未満	1時間～ 1時間15分未満	1時間15分～ 1時間30分未満
身体介護	2,820円		4,440円		6,460円
通院等介助（身体介護を伴う）	2,820円		4,440円		6,460円
通院等介助（身体介護を伴わない）	1,170円		2,170円		3,030円
福祉有償運送（通院等介助に係る）一般乗車料金			※別表のとおり		
家事援助	1,170円	1,680円	2,170円	2,630円	3,030円

※福祉有償運送 一般乗車料金表

単位：円

距離数	金額	距離数	金額	距離数	金額	距離数	金額
0～1 km	105	26 km	2,730	51 km	5,355	76 km	7,980
2 km	210	27 km	2,835	52 km	5,460	77 km	8,085
3 km	315	28 km	2,940	53 km	5,565	78 km	8,190
4 km	420	29 km	3,045	54 km	5,670	79 km	8,295
5 km	525	30 km	3,150	55 km	5,775	80 km	8,400
6 km	630	31 km	3,255	56 km	5,880	81 km	8,505
7 km	735	32 km	3,360	57 km	5,985	82 km	8,610
8 km	840	33 km	3,465	58 km	6,090	83 km	8,715
9 km	945	34 km	3,570	59 km	6,195	84 km	8,820
10 km	1,050	35 km	3,675	60 km	6,300	85 km	8,925
11 km	1,155	36 km	3,780	61 km	6,405	86 km	9,030
12 km	1,260	37 km	3,885	62 km	6,510	87 km	9,135
13 km	1,365	38 km	3,990	63 km	6,615	88 km	9,240
14 km	1,470	39 km	4,095	64 km	6,720	89 km	9,345
15 km	1,575	40 km	4,200	65 km	6,825	90 km	9,450
16 km	1,680	41 km	4,305	66 km	6,930	91 km	9,555
17 km	1,785	42 km	4,410	67 km	7,035	92 km	9,660
18 km	1,890	43 km	4,515	68 km	7,140	93 km	9,765
19 km	1,995	44 km	4,620	69 km	7,245	94 km	9,870
20 km	2,100	45 km	4,725	70 km	7,350	95 km	9,975
21 km	2,205	46 km	4,830	71 km	7,455	96 km	10,080
22 km	2,310	47 km	4,935	72 km	7,560	97 km	10,185
23 km	2,415	48 km	5,040	73 km	7,665	98 km	10,290
24 km	2,520	49 km	5,145	74 km	7,770	99 km	10,395
25 km	2,625	50 km	5,250	75 km	7,875	100 km	10,500

【重度訪問介護】

サービス提供時間	重度訪問介護	重度訪問介護（区分 6 に該当の場合）（8.5%加算）	重度障害者などの場合（15%加算）
1 時間未満	1,860 円	2,020 円	2,140 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	3,010 円	3,190 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	4,000 円	4,240 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	5,000 円	5,300 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	6,000 円	6,360 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	6,990 円	7,410 円
3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	7,990 円	8,460 円
4 時間以上 8 時間未満	8,210 円+850 円 (30 分あたり)	8,910 円+850 円 (30 分あたり)	9,440 円+850 円 (30 分あたり)
8 時間以上 12 時間未満	15,050 円+850 円 (30 分あたり)	16,330 円+850 円 (30 分あたり)	17,310 円+850 円 (30 分あたり)
12 時間以上 16 時間未満	21,840 円+800 円 (30 分あたり)	23,700 円+800 円 (30 分あたり)	25,120 円+800 円 (30 分あたり)
16 時間以上 20 時間未満	28,340 円+860 円 (30 分あたり)	30,750 円+860 円 (30 分あたり)	32,590 円+860 円 (30 分あたり)
20 時間以上 24 時間未満	35,200 円+800 円 (30 分あたり)	38,190 円+800 円 (30 分あたり)	40,480 円+800 円 (30 分あたり)

○加算料金

※ 夜間早朝・深夜加算

午後 6 時から午後 10 時まで 25%に相当する額、午後 10 時から午前 6 時まで 50%に相当する額

午前 6 時から午前 8 時まで 25%に相当する額

※ 特別地域加算 所定料金の 15%を加算、喀痰吸引等支援体制加算 1 日につき 1,000 円

※ 初回加算 1 回につき 2,000 円 緊急時対応加算 1 回につき 1,000 円

※ 特定事業所加算Ⅱ 利用料の 10%加算

【要件】

- ① 全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修（外部研修含む）を実施している。
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。
- ③ サービス提供に当たっては、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける体制を整備している。
- ④ 全ての訪問介護員等に対する定期的な健康診断を実施する体制を整備している。
- ⑤ 緊急時等における対応方法を利用者にも明示している。
- ⑥ 訪問介護員等における資格が所定の割合（ア又はイのいずれか）を満たしている。

ア訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上である。

イ訪問介護員等の総数のうち介護福祉士、実務者研修終了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者の占める割合が50%以上である。

⑦ 全てのサービス提供責任者における資格が次の（ア又はイ）いずれかを満たしている。

ア 3年以上の実務経験を有す介護福祉士

イ 5年以上の実務経験を有する実務者研修終了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Iロ

居宅介護 所定金額（基本利用料 + 各種加算減算額）に45.6%を乗じた金額

重度訪問介護 所定金額（基本利用料 + 各種加算減算額）に38.2%を乗じた金額

(2) 上記以外の料金

・交通費

当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員が利用者を訪問するための交通費の実費が必要となる場合があります。なお、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明し同意を得ます。利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受け取ることができ、その額はおおむね15km以上1kmにつき23円とします。ただし、公德会ほのぼのケアサービスヘルパーステーションから自宅までの換算とします。

・福祉有償運送待機時間料金

目的地到着後30分以内 500円

目的地到着後30分～1時間以内 1,000円

※1時間以降、15分毎に250円ずつ加算

・キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。ただしやむを得ない事情の場合キャンセル料は不要とします。

(連絡先：TEL0238-40-0472)

ご利用の12時間前までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金（加算を含む）の30%

(3) その他

① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する電気、水道、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。

② 料金のお支払方法

毎月20日までに前月分の請求書を郵送致します。(毎月27日までにお支払ください。)

お支払方法は、口座振替、口座振込み、現金支払いの3通りの中からご契約の際に選べます。ご入金確認後、領収書の発行となります。

7. サービス提供の方法

(1) サービスの利用開始に当たり

- ① 利用の相談を受け、サービス提供責任者がご自宅に訪問し、利用者及び介護者と面談します。そこで生活状況や心身の状況確認をさせていただきます。
- ② サービス利用するにあたり、重要事項の説明をして契約します。
- ③ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえてサービス等利用計画に沿って「訪問介護計画」を作成します。「訪問介護計画」の同意を得てサービスを開始します。
- ④ サービス等利用計画・訪問介護計画に基づき、担当訪問介護員等がサービスの提供を行います。
- ⑤ サービス利用後も、常に生活状況や心身の状況を把握し、訪問介護計画の評価・見直しを行います。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了される場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了される場合
人員不足などでやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知致します。
- ③ 自動終了
次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・利用者が施設に入所した場合
 - ・利用者の障害区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ・サービス対象実施地域へ転居された場合
 - ・利用者が死亡した場合
- ④ その他
 - イ. 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。
 - ・当該事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・守秘義務に違反した場合
 - ・利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・当事業所が破産した場合
 - ロ. 次の場合、当事業所は、文書で通知することにより、行政に報告し、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。
 - ・利用者がサービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
 - ・利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めるとき。

8. サービス内容に関する苦情

当事業所の訪問介護に関する相談・苦情については、次のところで賜ります。

担当者	訪問介護 管理者 梅津 真理子
電話番号	0238-40-0472
対応時間	午前8時30分 ~ 午後5時00分

行政機関その他の苦情受付機関

南陽市役所	福祉課支援係	南陽市三間通 436-1	0238-40-1643
川西町役場	福祉介護課 福祉グループ	東置賜郡川西町大字上小松 997 番地 1	0238-42-2111
高島町役場	福祉こども課 障がい者福祉係	東置賜郡高島町大字高島 436	0238-52-4473
長井市役所	福祉あんしん課 生活支援係	長井市栄町 1 番 1 号	0238-82-8002
山形県国民健康保険 団体連合会	苦情担当課	寒河江市大字寒河江字久保 6	0237-87-8006 0237-83-3354(FAX)

9. 情報開示

- (1) 利用者は、当事業所が保有する自己に関する個人情報について、指定の書式に基づいて開示を請求することができます。
- (2) 情報の提供及び開示は、利用者本人からの申請に基づいて、利用者本人への提供あるいは開示を原則とする。ただし、次の場合は利用者本人であっても提供あるいは開示しないことがあります。
 - ① 本人が合理的判断をできない状態にある場合
 - ② 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ③ 当事業所の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ④ 利用者への情報が、当該事業所の職員を除く第三者の不利になると考えられる場合
 - ⑤ 開示することが法令に違反する場合
- (3) 記録の閲覧及び謄写等に要する費用については、その代金の実費を請求者が負担するものとします。

10. 緊急時等における対応方法

居宅介護等の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への緊急搬送などの必要な措置を講ずるものとする。

連絡先及び対応時間等

担当者	訪問介護 管理者 梅津 真理子
電話番号	0238-40-0472
対応時間	午前8時30分 ~ 午後5時00分

1 1. 事故発生時における対応

- (1) 事業者は、利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 有償運送における事故発生時の対応は、事故対応責任者は運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講じる。
 - ①直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示すること。
 - ②軽微な事故を除き現場に急行し、発生状況等原因を調査すること。
 - ③できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
 - ④把握した事故の状況等を南陽市に連絡すること。
 - ⑤重大な事故のときは、年用紙に連絡するとともに、東北運輸支局に連絡すること。

1 2. ハラスメント対策

別に定める法人規定・就業規則（第54条・55条）に基づき、介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するための方針を明確化等、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ次のとおり必要な措置を講じてまいります。

- (1) 利用者またはその家族が、事業者または訪問介護員に対して、身体・精神的な攻撃、威圧的な言動、差別、セクシャルハラスメント、プライバシーの侵害、その他社会通念上不当な要求・言動により訪問介護員の就業環境が害され、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合は契約を解除する。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

法人名	社会医療法人 公徳会
代表者職・氏名	理事長 佐藤 忠宏
所在地 (主たる事業所)	〒999-2221 山形県南陽市栲塚948番地の1 電話番号：0238-40-3170
事業所所在地	〒999-2221 山形県南陽市栲塚948番地の1
事業所代表者	ほのぼのケアサービス 施設長 色摩 繁康
事業所名	公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション
説明者職・氏名	

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	〒
	氏名	
代理人	住所	〒
	氏名	